

番 号

無利子貸付金返還命令書

市町村長

平成 年 月 日付け第 号で無利子貸付金の額の確定をした平成 年
度完了道路局所管無利子貸付金については、「日本電信電話株式会社の株式の売払収
入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」(昭和62年法律第86号)第
5条第1項において準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭
和30年法律第179号)第18条第2項の規定及び貸付条件により、下記のとおり無利子貸
付金の返還を命ずる。

平成 年 月 日

都道府県知事

記

1 返還金額	円
無利子貸付金額確定に伴う超過貸付額	円
残存物件等返還金額	円

2 返還期限

平成 年 月 日

(注) 大きさはA4とする。

様式4については、「道路局所管市町村関係国庫補助事業等の額の確定等の取扱いにつ
いて」(昭和42年4月1日付建設省道総発第111号)中の様式4を使用することとする。